

こ どもたちの今と未来を

いっしょ 一緒に描こう



しみん ぎかい いっしょ
市民と議会で一緒につくる

子どもの権利 条例

じょうれい

かめやましぎかい
亀山市議会では、

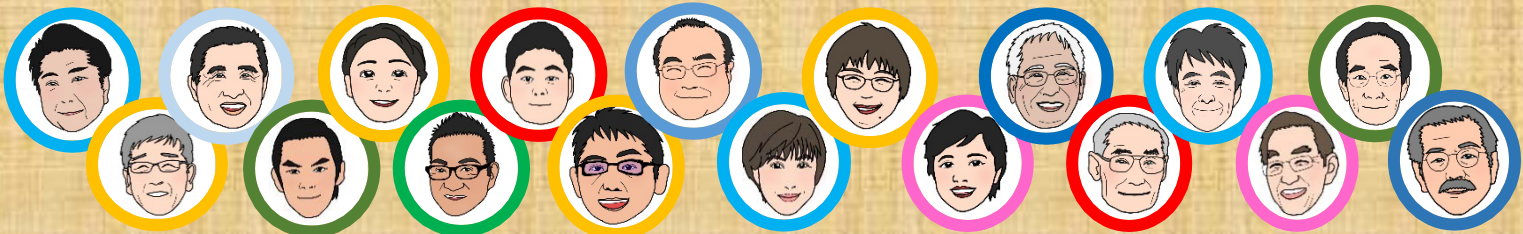
すべての子どもが、それぞれの個性が認められ、自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう望んでいます。

そこで、子どもの持つ権利を保護し、支援するまちにするため、「亀山版の子どもの権利条例」をつくることにしました。

この条例は、「市民」と「議会」が一緒になつてつくることで実行力をもち、将来にわたって誰もが住みやすいまちに近づくことができると考えています。

新しい時代に、直接みなさんの声をカタチにする機会にしたいと思っています。

みんなで真に亀山の子どもの今と未来を守る条例をつくりましょう。



しぎかい いっしょ じょうれい 市議会と一緒に条例をつくろう

じょうれい 条例ってなあに？

わたしたちの住む国には「法律」という、「約束」があります。

「条例」とは、その「法律」の範囲の中で、亀山市に住んでいたり、お仕事や学校に通ったりしている人たちが、みんなで守って気持ちよく暮らすための「亀山市での約束」のことです。

かめやまし 亀山市の

こ けんりじょうれい 「子どもの権利条例」は

しみん ぎかい 市民と議会で作ります。

亀山市議会では、市民のみなさま方に開かれた議会を
目指して活動しています。

今回、亀山市で「子どもの権利条例」をつくるにあたって、
市民のみなさま方の声を取り入れた条例にしたいと
おもっています。

そこで、市民アンケートを行い、直接お話を伺いながら、
みんなで亀山の子どもたちにとって
より良い「亀山市の約束（条例）」を作っていきたいと
おもっています。

今後、市議会のホームページや市議会だよりで

参加してくださるみなさまを募集します。

市政や議会について知っていただく

良い機会にもなると思います。

ぜひご応募ください。

こ 子どもの

けんりじょうやく し 権利条約を知ろう

子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康
に成長するために必要なことは、世界のどこ
に生まれても「おなじ」です。それを「子ども
の権利」と呼びます。世界中すべての子どもに
生まれながらに「子どもの権利」があり、だれ
もそれをうばうことはできません。

日本を含め、世界196の国と地域が
この条約を守ることを約束しています。



亀山市議会政策検討部会

2023年8月発行

【問い合わせ先】三重県亀山市議会事務局

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

(0595) 84-5059

Eメールアドレス: gijichousa@city.kameyama.mie.jp



詳細はこちら